



ASHIGIN
**WEALTH
REPORT**
ウェルス・レポート

2021.9.30
VOL. 5

認知症への備え、出来ていますか？

認知症の高齢者数は、2020年に約280万人、さらに2025年には約320万人になり、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。要介護者の半数は認知症の影響があると言われており、もはや認知症は私たちにとって身近な問題となっています。

今回は、認知症になった際の懸念事項、事前の備え、家族信託についてご説明いたします。

認知症になった際の懸念事項

認知症とは、脳の障害によって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたした状態をいいます。認知機能とは、記憶する、考える、理解する、計算する、話すといった機能のことです。「もの忘れ」が増えたと感じたら、認知症の前兆が始まっているかもしれません。

認知症になったときの懸念事項として、真っ先に浮かぶのは、銀行の預金口座への入出金が出来なくなることです。預金の引出しが出来ないと、認知症のための病院の治療費の支払いも難しくなるかもしれません。

賃貸アパートのオーナーが、賃貸経営を続けることが出来なくなってしまうこともよくある問題です。新たに賃貸契約を結ぶことや、入居

者との契約を更新したり解除したりするといった契約行為が出来なくなります。また、アパートを売却することはもちろん、修繕することすら出来なくなってしまいます。

また、介護施設へ入居費用を捻出するために自宅を売却しようとしても、認知症になると出来なくなってしまいます。そこで、後見人をつけて、売却してもよいかどうか決めてもらわなければならないになります。

さらに、認知症になった時期に書かれた遺言書は、法的効力がありません。例えば、自分に不利な分割案を強いられた相続人が、「遺言書は認知症を発症した後に書かれているから無効だ」と裁判所に訴えることがあります。このような「争族」が生じると、家族間の人間関係はバラバラになってしまうことでしょう。

認知症に対する備えとは

認知症に対する事前の備えとして、一つは、銀行の通帳やキャッシュカードの保管場所を家族に知らせておくことよいでしょう。認知症になってからご家族がこれらを探すことは大変な作業となります。また、銀行で「代理人カード」を作っておくことよいでしょう。本人と生計が同一である親族に限って、「代理人カード」を作ることが出来ます。



所有する自宅や賃貸アパート等の不動産については、家族信託を使って所有権を家族に移しておくこともよいでしょう。認知症になってしまうと、不動産を管理・処分することが出来なくなるからです。

そして、配偶者に相続が発生したとき、認知症の相続人が生命保険の受取人になっていると、死亡保険金の請求が出来ません。受取人の代わりに請求を行う「代理請求人」を定めておきましょう。

成年後見制度と家族信託

認知症など判断能力が低下した高齢者を支援する制度として、成年後見制度がありますが、家庭裁判所の関与が不可欠となります。財産の管理・処分を成年後見人が行うこととなりますが、成年後見人は常に家庭裁判所の監督下であり、財産の「保全」としての行為しか行うことが出来ません。それなので、相続対策や身内への贈与、資産の運用といったことは、基本的には出来ません。また、配偶者等に相続が発生し被後見人が相続人と

なる場合で、遺留分に侵害があると、被後見人の本意ではなくても後見人によって遺留分が主張されることになります。

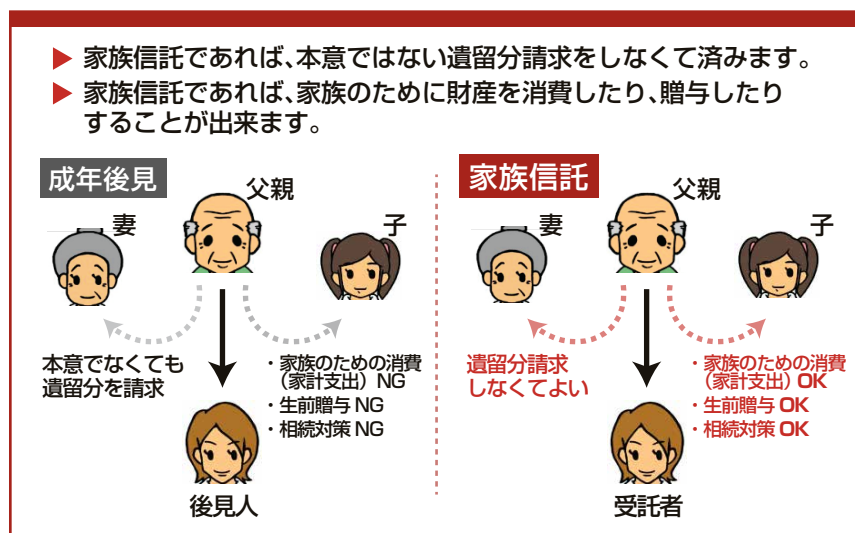
成年後見制度にはこのような問題が伴うため、最近では家族信託を利用する人が増えています。家族信託であれば、財産を過度に保全することは求められません。財産を家族のために使ったり、生前贈与したりすることも可能です。こういったことは、予め信託契約で自由に決めておくことが出来ます。

例えば認知症になった後でも、自らの意思を実現したいと思われる

方は多くいらっしゃいます。認知症に備えて、家族信託の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

ご相談は最寄りの足利銀行へ

相続に関して豊富な経験・専門性を有する足利銀行では、資産承継に係るお客様のさまざまなニーズにお応えするため、「生命保険」や「遺言信託」に加えて、「民事(家族)信託コンサルティング業務(家族のバトン)」を提供しております。ぜひご相談ください。



〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応

完全予約制専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し など

